

○ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

(売却の場所の秩序維持)

第六十五条 執行官は、次に掲げる者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせないことができる。

一・二 (略)

三 民事執行の手続における売却に関し刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九十五条から第九十六条の五まで、第一百九十七条から第一百九十七条の四まで若しくは第一百九十八条組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項（同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律（平成十二年法律第二百三十号）第一条第一項、第二条第一項若しくは第四条の規定により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

現 行

(売却の場所の秩序維持)

第六十五条 (同上)

一・二 (略)

三 民事執行の手続における売却に関し刑法（明治四十一年法律第四十五号）第九十五条から第九十六条の三まで、第一百九十七条から第一百九十七条の四まで若しくは第一百九十八条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の处罚に関する法律（平成十二年法律第二百三十号）第一条第一項、第二条第一項若しくは第四条の規定により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

○ 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）

改 正 案

(薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十二条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。）第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪处罚法第十四条中「前条第一項各号又は第四項各号」とあるのは、「國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一項各号又は第三項各号」と読み替えるものとする。

現 行

(薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十二条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。）第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪处罚法第十四条中「前条第一項各号」とあるのは、「國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一項各号」と読み替えるものとする。